



議案第六十三号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年四月二十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五十三年四月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十七万円」を「十九万円」に改める。

第三条第一項中「百分の五」を「百分の五」に改める。

第四条中「百分の三十五」を「百分の四十一」に改める。

第五条中「八千二百円」を「九千五百円」に改める。

第五条の二中「一万円」を「一万一千五百円」に改める。

第十条第一号中「四千八十円」を「四千九百二十円」に、「五千百六十円」を「六千円」に改め、同条第二号中「十五万円」を「十六万円」に、「二千七百二十円」を「三千二百八十円」に、「三千四百四十円」を「四千円」に改める。



附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、昭和五十三年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十二年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。